

# 横須賀市報

第 1924 号

|     |     |                       |
|-----|-----|-----------------------|
| 発行日 | 発行所 | 横須賀市小川町11番地<br>横須賀市役所 |
| 毎月  | 編集兼 | 横須賀市長                 |
| 10日 | 発行人 | 上地克明                  |
| 25日 | 印刷所 | (有)宮村印刷所              |

## 目 次

| 条 例                                         |       |
|---------------------------------------------|-------|
| ◇特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例<br>等中一部改正……………   | 15599 |
| 規 則                                         |       |
| ◇手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規<br>則……………        | 〃     |
| ◇都市計画法等施行取扱規則中一部改正……………                     | 〃     |
| 告 示                                         |       |
| ◇特定生産緑地の指定の解除について……………                      | 15600 |
| ◇横須賀都市計画の変更について……………                        | 〃     |
| ◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………                   | 〃     |
| ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………                 | 15601 |
| ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………                 | 〃     |
| ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………                  | 〃     |
| ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について……………                 | 〃     |
| ◇指定自立支援医療機関の指定について……………                     | 〃     |
| ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の<br>一部解除について…………… | 〃     |
| ◇指定納付受託者の指定について……………                        | 15602 |
| ◇除却広告物等の保管について……………                         | 〃     |
| ◇放置自転車等の移動について……………                         | 〃     |
| 公 告                                         |       |
| ◇債権差押調書の公示送達……………                           | 15603 |
| ◇配当計算書の公示送達……………                            | 〃     |
| ◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について…                   | 〃     |
| ◇差押財産の公売に係る次順位買受申込者の決定につい<br>て……………         | 〃     |
| ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送<br>達……………        | 〃     |
| ◇介護保険料の督促状の公示送達……………                        | 15604 |
| ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………                    | 〃     |
| ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………                    | 〃     |
| ◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………                      | 〃     |
| ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………                 | 〃     |
| ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………                   | 〃     |
| ◇開発行為の工事完了について……………                         | 〃     |
| ◇開発行為の工事完了について……………                         | 15605 |
| ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について……………                     | 〃     |
| ◇農用地利用集積等促進計画について……………                      | 〃     |
| 上下水道企業管理規程                                  |       |
| ◇上下水道局会計規程中一部改正……………                        | 〃     |
| 上下水道局告示                                     |       |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………                 | 〃     |
| 教育委員会告示                                     |       |
| ◇令和8年度市立横須賀総合高等学校の入学者の募集人員<br>について……………     | 15606 |
| ◇市立ろう学校幼稚園・高等部の幼児・生徒募集につい<br>て……………         | 〃     |
| ◇教育委員会定例会の招集について……………                       | 〃     |

## 条 例

特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例等の  
一部を改正する条例をここに公布する。  
令和7年11月11日

横須賀市長 上地克明

### 横須賀市条例第64号 (令和7年11月11日) (掲 示 済)

特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関す  
る条例等の一部を改正する条例

(特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例の一  
部改正)

第1条 特定建築等行為に係る手続及び紛争の調整に関する条  
例(平成14年横須賀市条例第41号)の一部を次のように改正  
する。

第3条第6号ウ(エ)中「認定」を「許可」に改める。  
(建築基準条例の一部改正)

第2条 建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)の一部  
を次のように改正する。

第51条の8第2項ただし書及び第51条の9第5号中「認定」  
を「許可」に改める。

(横須賀市景観条例の一部改正)

第3条 横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)の  
一部を次のように改正する。

第6条第2項中「認定」を「許可」に改める。

附則第2項中「都市計画法等施行取扱規則」を「都市計画  
法等施行取扱規則の一部を改正する規則(令和7年横須賀市  
規則第74号)による改正前の都市計画法等施行取扱規則」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

### 横須賀市規則第73号 (令和7年11月11日) (掲 示 済)

手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を  
次のように定める。

令和7年11月11日

横須賀市長 上地克明

手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定  
める規則

手数料条例の一部を改正する条例(令和7年横須賀市条例第  
52号)の施行期日は、令和7年11月11日とする。

### 横須賀市規則第74号 (令和7年11月11日) (掲 示 済)

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のよう  
に定める。

令和7年11月11日

横須賀市長 上地克明

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則

都市計画法等施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第60号)  
の一部を次のように改正する。

第31条第1項前段中「高度地区適用緩和・適用除外認定申請  
書」を「高度地区適用緩和・適用除外許可申請書」に改め、同  
項後段中「認定」を「許可」に改め、同条第2項第10号中「屋  
上緑化計画図」を「緑化計画図」に改め、同項第11号中「屋上  
緑化面積計算書」を「緑化面積計算書」に改め、同条第3項本  
文中「認定基準」を「許可基準」に、「意見を聴いた」を「同意  
を得た」に、「を認定」を「を許可」に改め、同項ただし書  
中「意見を聴く」を「同意を得る」に改め、同条第4項中「の  
認定」を「の許可」に、「認定基準要件」を「許可基準要件」  
に改め、同条第5項及び第6項中「認定基準要件」を「許可基

準要件」に改め、同条第 7 項中「適用除外」の次に「の許可基準」を加える。

第32条本文中「開発許可条例」の次に「並びに前条第 1 項」を加える。

第33号様式中「高度地区適用緩和・適用除外認定申請書」を「高度地区適用緩和・適用除外許可申請書」に、

建築物の概要

を

建築物の概要

用 途

工事種別

最高高さ

に

改める。

第34号様式から第36号様式（表）までの規定中「認定基準要件」を「許可基準要件」に、「認定年月日」を「許可年月日」に、「認定番号」を「許可番号」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 203 号 (令和 7 年11月11日) 掲 示 済

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定生産緑地の指定を解除しました。

令和 7 年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 番 号  | 位 置      | 区 域    | 特定生産緑地の面積       |
|------|----------|--------|-----------------|
| 特－58 | 横須賀市久村地内 | 別図のとおり | 平方メートル<br>約 570 |

（別図略）

横須賀市告示第 204 号 (令和 7 年11月11日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定に基づき横須賀都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

その都市計画の図書は、横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和 7 年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

| 都 市 計 画 の<br>種類及び名称        | 都市計画を変更した土地の区域                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横須賀都市計画<br>用途地域            | 東逸見町 3 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、東浦賀 2 丁目、西浦賀 1 丁目、岩戸 5 丁目、久村並びに太田和 1 丁目地内                                                                                                                                                      |
| 横須賀都市計画<br>高度地区            | 東逸見町 3 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、東浦賀 2 丁目並びに西浦賀 1 丁目地内                                                                                                                                                                          |
| 横須賀都市計画<br>防火地域及び準<br>防火地域 | 東逸見町 3 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、浦賀 7 丁目及び西浦賀 1 丁目地内                                                                                                                                                                                           |
| 横須賀都市計画<br>生産緑地地区          | 久村字前田及び野比 3 丁目地内                                                                                                                                                                                                                              |
| 横須賀都市計画<br>下水道             | 追浜本町 2 丁目、浦郷町 5 丁目、田浦港町、東逸見町 3 丁目、汐入町 1 丁目、日の出町 2 丁目及び 3 丁目、公郷町 1 丁目、衣笠町、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、根岸町 3 丁目、馬堀海岸 1 丁目、走水 1 丁目及び 2 丁目、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、鴨居 2 丁目、東浦賀 2 丁目、西浦賀 1 丁目、久比里 1 丁目、舟倉 1 丁目、内川 2 丁目、岩戸 5 丁目、久村、神明町、津久井 2 丁目並びに長井 1 丁目地内並びに林 2 丁目地先 |

横須賀市告示第 205 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和 7 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日              | 事業所の名称              | 事業所の所在地                                   | 障害児通所支援の種 類    | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                              |
|--------------------|---------------------|-------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>11 月 1 日 | トイロ 衣笠              | 横須賀市衣笠栄町 2 丁目<br>16番地 3 ビックサークル<br>ビル 2 階 | 児童発達支援         | 横浜市港北区新横浜二丁目 6 番地13<br>新横浜ステーションビル 7 階<br>エフィラミライ株式会社<br>代表取締役 畠 山 大志郎 |
| 同                  | ハグの木                | 横須賀市林 5 丁目11番 9<br>号                      | 児童発達支援         | 東京都中央区銀座一丁目21番10号<br>株式会社バラ<br>代表取締役 木 村 朱 里                           |
| 同                  | プレップサポートセ<br>ンター横須賀 | 横須賀市若松町 1 丁目18<br>番地アーバンレジデンス<br>2 F      | 放課後等デイサー<br>ビス | 横浜市西区高島二丁目11番 2 － 621<br>号<br>株式会社創育社<br>代表取締役 松 永 孝 之                 |
| 同                  | トイロ 衣笠              | 横須賀市衣笠栄町 2 丁目<br>16番地 3 ビックサークル<br>ビル 2 階 | 放課後等デイサー<br>ビス | 横浜市港北区新横浜二丁目 6 番地13<br>新横浜ステーションビル 7 階<br>エフィラミライ株式会社<br>代表取締役 畠 山 大志郎 |
| 同                  | ハグの木                | 横須賀市林 5 丁目11番 9<br>号                      | 放課後等デイサー<br>ビス | 東京都中央区銀座一丁目21番10号<br>株式会社バラ<br>代表取締役 木 村 朱 里                           |

|                                                                                                                |               |                     |                                                                     |                                                                 |                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 横須賀市告示第 206 号<br>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし                             |               |                     | て指定しました。<br>令和 7 年11月25日<br>横須賀市長 上 地 克 明                           |                                                                 |                   |
| 指定年月日                                                                                                          | 事業所の名称        | 事業所の所在地             | サービスの種類                                                             | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |                   |
| 令和 7 年<br>11月 1 日                                                                                              | ソレイルミナーレ横須賀公郷 | 横須賀市公郷町 1 丁目52 番地 8 | 地域密着型通所介護                                                           | 川崎市中原区中丸子13番地17ザ・コスギタワー2906<br>クリーン・ヘリオス合同会社<br>代表社員 里 野 雄 亮    |                   |
| 横須賀市告示第 207 号<br>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨                               |               |                     | の届出がありました。<br>令和 7 年11月25日<br>横須賀市長 上 地 克 明                         |                                                                 |                   |
| 廃止年月日                                                                                                          | 事業所の名称        | 事業所の所在地             | サービスの種類                                                             | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |                   |
| 令和 7 年<br>10月31日                                                                                               | サニーヒル横須賀      | 横須賀市長井 6 丁目21番 7 号  | 居宅介護支援                                                              | 横須賀市長井六丁目21番 7 号<br>社会福祉法人隆徳会<br>理事長 山 崎 美 香                    |                   |
| 横須賀市告示第 208 号<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に                                |               |                     | 掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。<br>令和 7 年11月25日<br>横須賀市長 上 地 克 明       |                                                                 |                   |
| 指定年月日                                                                                                          | 事業所の名称        | 事業所の所在地             | サービスの種類                                                             | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                       |                   |
| 令和 7 年<br>11月 1 日                                                                                              | かも S U N ランドⅡ | 横須賀市長沢 4 丁目24番 11号  | 生活介護                                                                | 横須賀市長沢四丁目16番11号<br>株式会社 M T K<br>代表取締役 白 土 基 貴                  |                   |
| 同                                                                                                              | 土屋の里 横須賀      | 横須賀市阿部倉 3 番16号      | 共同生活援助                                                              | 岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安<br>セントラルビル 2 階<br>株式会社土屋<br>代表取締役 大 山 敏 之 |                   |
| 横須賀市告示第 209 号<br>身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に                                                            |               |                     | 規定する医師として次のとおり指定しました。<br>令和 7 年11月25日<br>横須賀市長 上 地 克 明              |                                                                 |                   |
| 指定年月日                                                                                                          | 氏 名           | 診療科目                | 診断する障害の区分                                                           | 病 院 又 は<br>診 療 所 の 名 称                                          | 所 在 地             |
| 令和 7 年<br>11月 1 日                                                                                              | 岩 田 風 作       | 整形外科                | 肢体不自由                                                               | 横須賀共済病院                                                         | 横須賀市米が浜通 1 丁目16番地 |
| 同                                                                                                              | 山 田 由 貴       | 耳鼻いんこう科             | 聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害                                             | 横須賀市立総合医療センター                                                   | 横須賀市神明町 1 番地 8    |
| 横須賀市告示第 210 号<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に                                |               |                     | 掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。<br>令和 7 年11月25日<br>横須賀市長 上 地 克 明       |                                                                 |                   |
| 指 定 年 月 日                                                                                                      | 名 称           | 所 在 地               | 区 分                                                                 | 自立支援医療の種類                                                       |                   |
| 令和 7 年11月 1 日                                                                                                  | クリエイト薬局横須賀栗田店 | 横須賀市栗田 1 丁目42番 2 号  | 薬局                                                                  | 育成医療及び更生医療                                                      |                   |
| 横須賀市告示第 211 号<br>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年横須賀市告示第 249 号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）で指定した土地 |               |                     | の区域の一部の指定を解除します。<br>令和 7 年11月25日<br>横須賀市長 上 地 克 明<br>1 指定を解除する土地の区域 |                                                                 |                   |

- 横須賀市神明町58番 7 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去の実施

横須賀市告示第 212 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 7 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社ファミマデジタルワン  
東京都港区芝浦三丁目 1 番21号
- 2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 7 年11月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
横須賀応援ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 7 年11月13日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第 213 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。  
保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都

市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置されていた場所                | 除 却 年月日                  | 保 管 期 間            |
|-------------|---------|-------------------------------|--------------------------|--------------------|
| はり札等        | 6       | 湘南鷹取 5 丁目、大矢部 5 丁目及び長井 3 丁目地内 | 令和 7 年10月 1 日から同月 31 日まで | 告示の日の翌日から起算して 2 週間 |
| 立看板等        | 8       | 馬堀町 2 丁目、浦賀 3 丁目及びグリーンハイツ地内   |                          |                    |

- 2 保管場所  
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法  
(1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。  
(2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 214 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日              | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                               | 保 管 場 所                         |
|------------------------|-------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                        | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                              |                                 |
| 令和 7 年10月 1 日から同月31日まで | 台<br>56     | 台<br>1           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                              | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同                      | 1           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                      | 2           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                              | 同                               |
| 同                      | 37          | 6                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                           | 同                               |
| 同                      | 2           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                            | 同                               |
| 同                      | 1           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 同                               |
| 同                      | 8           | 3                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                              | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                      | 4           | 0                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                            | 同                               |
| 同                      | 2           | 1                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                             | 同                               |
| 同                      | 1           | 0                | 津久井浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                            | 同                               |
|                        |             |                  | 追浜東町 3 丁目、田浦町 1 丁目、安針台、西逸見町 1 丁目、本町 2 丁目、小川町、三春町 2 丁目、金谷 3 丁目、平作 2 丁目・ 8 丁目、 |                                 |

|   |    |   |                                                                                       |                                 |
|---|----|---|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 同 | 30 | 2 | 大津町 1 丁目、馬堀海岸 1 丁目、鴨居 2 丁目、久里浜台 2 丁目、久比里 2 丁目、佐原 3 丁目、久里浜 2 丁目、野比 1 丁目及び太田和 1 丁目地内の道路 | 同                               |
| 同 | 3  | 0 | 追浜駅第 1 自転車等駐車場                                                                        | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同 | 1  | 0 | 京急田浦駅自転車等駐車場                                                                          | 同                               |
| 同 | 1  | 0 | 横須賀駅第 1 自転車等駐車場                                                                       | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 2  | 0 | 横須賀駅第 2 自転車等駐車場                                                                       | 同                               |
| 同 | 1  | 0 | 逸見駅自転車等駐車場                                                                            | 同                               |
| 同 | 1  | 0 | 県立大学駅自転車等駐車場                                                                          | 同                               |
| 同 | 2  | 0 | 堀ノ内駅自転車等駐車場                                                                           | 同                               |
| 同 | 1  | 0 | 北久里浜駅第 1 自転車等駐車場                                                                      | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 1  | 0 | 新大津駅自転車等駐車場                                                                           | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 0  | 1 | 久里浜駅自転車等駐車場                                                                           | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法

(1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用  
自転車 1 台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円

(4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市建設部建設総務課

公 告

横須賀市公告第 207 号 (令和 7 年11月11日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 208 号 (令和 7 年11月11日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 209 号 (令和 7 年11月11日)  
掲 示 済

令和 7 年横須賀市公告第 167 号による公売に係る公売財産（不動産）の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定の例により公告します。

令和 7 年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 210 号 (令和 7 年11月11日)  
掲 示 済

令和 7 年横須賀市公告第 167 号による公売に係る公売財産（不動産）の次順位買受申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定の例により公告します。

令和 7 年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 211 号 (令和 7 年11月13日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目                   | 発付年月日         |
|---------|-----------------------|---------------|
| 令和 7 年度 | 介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書 | 令和 7 年 9 月16日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 212 号 (令和 7 年11月13日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和 7 年 9 月30日 |
|         |           | 7 月 分 | 令和 7 年 8 月29日 |
|         |           |       | 令和 7 年 9 月30日 |
|         |           | 8 月 分 | 令和 7 年 9 月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 213 号 (令和 7 年11月13日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目          | 備 考                                                                               |
|---------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 6 月分から10月分までの納期限は、令和 7 年12月 1 日、令和 8 年1 月 5 日、同年 2 月 2 日、同年 3 月 2 日及び同月31 日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 214 号 (令和 7 年11月13日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目          | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第 215 号 (令和 7 年11月13日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別     | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|---------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料 | 7 月 分 | 令和 7 年 8 月29日 |
|         |         | 8 月 分 | 令和 7 年 9 月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 216 号 (令和 7 年11月13日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別             | 備 考 |
|---------|-----------------|-----|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療保険料納入通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第 217 号 (令和 7 年11月13日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別        | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|------------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療保険料 | 8 月 分 | 令和 7 年 9 月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 218 号 (令和 7 年11月14日  
掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年11月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号   | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号   | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                  |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和 7 年 8 月21日<br>令 7 開第12号 | 令和 7 年11月 6 日<br>令 7 第15号 | 横須賀市平作 6 丁目1880番 1 ほか<br>2 筆   | 東京都目黒区緑が丘二丁目24番17<br>号<br>株式会社アイリス<br>代表取締役 小 林 勇 二 |

横須賀市公告第 219 号 (令和 7 年11月18日)  
掲 示 済  
都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第36条第 3 項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和 7 年11月18日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号   | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号   | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名       |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 令和 7 年 4 月30日<br>令 6 開第14号 | 令和 7 年11月 7 日<br>令 7 第16号 | 横須賀市池田町 5 丁目44番 1 ほか<br>2 筆    | 横須賀市小川町26番地 9<br>株式会社建新<br>代表取締役 大 口 隆 弘 |

横須賀市公告第 220 号

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から 2 週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和 7 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 都市計画の種類及び名称   | 都市計画を変更する土地の区域 |
|---------------|----------------|
| 横須賀都市計画生産緑地地区 | 横須賀市阿部倉地内      |

横須賀市公告第 221 号

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第 101 号) 第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 7 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 3 丁目4053番 1 及び4054番 9
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目12番 8 号  
岩 澤 健 和
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林 5 丁目 7 番 9 号  
井 上 竹 雄
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

記の 2

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 5 丁目1259番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目12番 8 号  
岩 澤 健 和
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林 5 丁目1721番地  
岩 澤 淳 一
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

記の 3

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市佐島 3 丁目1180番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
逗子市久木 4 丁目14番27号

- 松 井 竜 二
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名 2 丁目26番18号  
高 橋 得 司
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

記の 4

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市佐島 3 丁目1240番及び1245番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
逗子市桜山 7 丁目 4 番21号  
吉 江 博 巳
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名 1 丁目13番20号  
井 本 慶 司  
横須賀市芦名 2 丁目18番43号  
石 渡 康 子  
横須賀市長坂 4 丁目 5 番15号  
井 本 和 彦
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第19号

上下水道局会計規程 (昭和28年横須賀市水道企業管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

第41条中「主管課長」を「経理課長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、経理課長が特に認めたものについては、主管課長が収入伝票を発行することができる。

附 則

この規程は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第48号

水道法 (昭和32年法律第 177 号) 第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和 7 年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名   | 代表者名  | 所 在 地             | 更新された指定の有効期限                      |
|------|--------------|-------|-------------------|-----------------------------------|
| 574  | 株式会社ファーストライフ | 由 井 力 | 海老名市大谷南三丁目 1 番42号 | 令和 7 年11月 2 日から<br>令和12年11月 1 日まで |

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第13号 (令和 7 年10月30日)  
掲 示 済

令和 8 年度横須賀市立横須賀総合高等学校の第 1 年次に入  
学する生徒の募集人員について、次のとおり定めました。

令和 7 年10月30日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

| 学 校 名         | 全日制の課程 |      | 定時制の課程 |      |
|---------------|--------|------|--------|------|
|               | 学 科    | 募集人員 | 学 科    | 募集人員 |
| 横須賀総合高等<br>学校 | 総合学科   | 320人 | 総合学科   | 70人  |

横須賀市教育委員会告示第14号 (令和 7 年11月 4 日)  
掲 示 済

令和 8 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科に入  
学する幼児及び生徒を次のとおり募集します。

令和 7 年11月 4 日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)

横須賀市教育委員会告示第15号 (令和 7 年11月10日)  
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 7 年11月10日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 7 年11月13日午後 3 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所第 3 委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 生涯学習センター条例中改正議案の提出について
- (2) 令和 7 年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議  
案の提出について